

# 知らない方が多いバリアフリー減税

システムバスやトイレリフォームをされた方で、所得税を納付されている方が確定申告をすると、例年7万円～15万円程度、所得税が戻ってきています。

裏面のチェックシートで、減税の対象になるかどうかチェックして、平成30年1月1日～12月31日までに工事完了した分を、平成31年に確定申告してください。



確定申告で  
14万1千円も  
戻ってきた！  
うれしい！

お施主様の声

## 減税額はいくらになるか、試算してみましょう

同じシステムバスリフォームでも、工事内容によって減税額は大きく変わります。減税対象となるのは、段差解消、入り口の幅を広げる、手すりを付ける、床を滑りにくくするなど、バリアフリーに必要な工事です。減税対象工事を多く取り入れて、安全安心なリフォームをしましょう。

### 試算例1 システムバスにリフォームで、11万円の減税



浴室の改修工事でバリアフリー減税の対象となる、国が定めた標準的な工事費用で試算

①浴槽のまたぎ高さを低くする	495,400円
②使いやすい水栓金具の設置	56,500円
③手すりの設置 (2本) <small>※取り付けた手すりの本数分</small>	66,800円
④出入り口の段差を小さくする	250,290円
⑤開き戸を引戸・折戸に変える	149,400円
⑥滑りにくい床にする	24,600円

この金額の10%が、確定申告での減税額となります。

試算合計 1,042,990円

1,047,090円 × 10% = 104,000円

※1000円未満切り捨て

### 試算例2 トイレリフォームは、手すりや床材でポイントUP

#### ここがポイント

このトイレリフォーム単体では、標準的な工事費用の合計が372,900円で、50万円に満たないため減税対象となりませんが、浴室リフォームと組み合わせることによって、減税が適用されます。



トイレの改修工事でバリアフリー減税の対象となる、国が定めた標準的な工事費用で試算

⑦洋便器の座高を高くする	306,700円
⑧手すりの設置 (1本)	33,400円
⑨滑りにくい床にする	32,800円

この金額の10%が、確定申告での減税額となります。

試算合計 372,900円

340,100円 × 10% = 37,000円

※1000円未満切り捨て

#### 浴室工事 + トイレリフォームの予想合計減税額

試算例1 浴室

104,000円

+

試算例2 トイレ

37,000円

=

減税予想額

141,000円

お問合せは

# バリアフリーリフォーム減税チェックシート

※すべてに当てはまる方が、所得税控除の対象となる可能性があります。

**リフォーム工事をされる住宅は、工事契約者ご自身の所有で、かつ、居住されている住宅ですか？**

**ご契約者様が以下のいずれかに該当しますか？**

- ① 50歳以上の方（工事完了の年の12月31日までに50歳になる方も対象）
- ② 介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方
- ③ 障がいのある方
- ④ 親族（65歳以上または②か③に該当する方）と同居している

**工事契約者様ご自身が所得税をお支払いですか？**

※ その年分の所得が3,000万円以下であること

**リフォーム工事後の床面積は50㎡以上ですか？**

※ バリアフリーリフォーム後の家屋の床面積の2分の1以上が自己の居住用である家屋であること（併用住宅の場合）

**リフォーム工事後6ヶ月以内に居住できますか？**

**次のいずれかの工事をおこないましたか？**

- ① 浴室をシステムバスにリフォーム
- ② トイレリフォーム＋システムバスリフォーム
- ③ トイレ工事で、【便器取替＋ドアを引き戸や折れ戸に交換＋手すりを設置＋滑りにくい床にする】のすべてをおこなった
- ④ 通路等の拡幅、階段の勾配の緩和、屋内の段差の解消、出入り口の戸の改良、滑りにくい床材への取替

※減税を受けるには、①～④のような工事の金額が、50万円以上になることが必要です。  
(実際の工事費ではなく、標準的な工事費用)

**リフォームで補助金を給付される方は、「標準的な工事費用の合計」から補助金の給付金額を引いた額が50万円を超えますか？**

※介護保険や自治体の助成金など

## 確定申告までにそろえる書類

- ① 確定申告書
- ② (家屋の持ち分を共有している方は) 住宅特定改修特別税額控除の計算書
- ③ 工事完了後の家屋の登記事項証明書
- ④ (要介護・要支援認定を受けている方は) 介護保険の被保険者証の写し等
- ⑤ (補助金を給付される方は) 給付額がわかる書類
- ⑥ (給与所得者の場合は) 源泉徴収票
- ⑦ 増改築等工事証明書

※その他、マイナンバーカードなど、必要書類の詳細は税務署にお問合せください。

## 増改築等工事証明書を発行するために必要な書類

- 家屋番号及び所在地（権利書や登記事項証明書に記載されています）
- 工事請負契約書のコピー
- 見積明細書のコピー
- 図面のコピー
- 工事前後の写真
- 住所、氏名、年齢、工事完了年月日
- 左記⑤の方は給付金額書類のコピー